

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく  
健全化判断比率等の公表について

亀山市

総務財政部 財務課

令和7年9月



## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)とは？

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化を維持・向上させるため、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表を義務化した制度として、平成19年6月に公布されました。

地方公共団体は、毎年度、決算に基づいて健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けてその意見を付けて議会に報告するとともに、市民のみなさまに公表することとなっています。

健全化判断比率には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標があり、指標ごとに早期健全化基準と財政再生基準が設けられており、それぞれの比率に応じて「健全」、「早期健全化」、「財政再生」の3段階(④将来負担比率に財政再生段階はありません。)に区分されます。

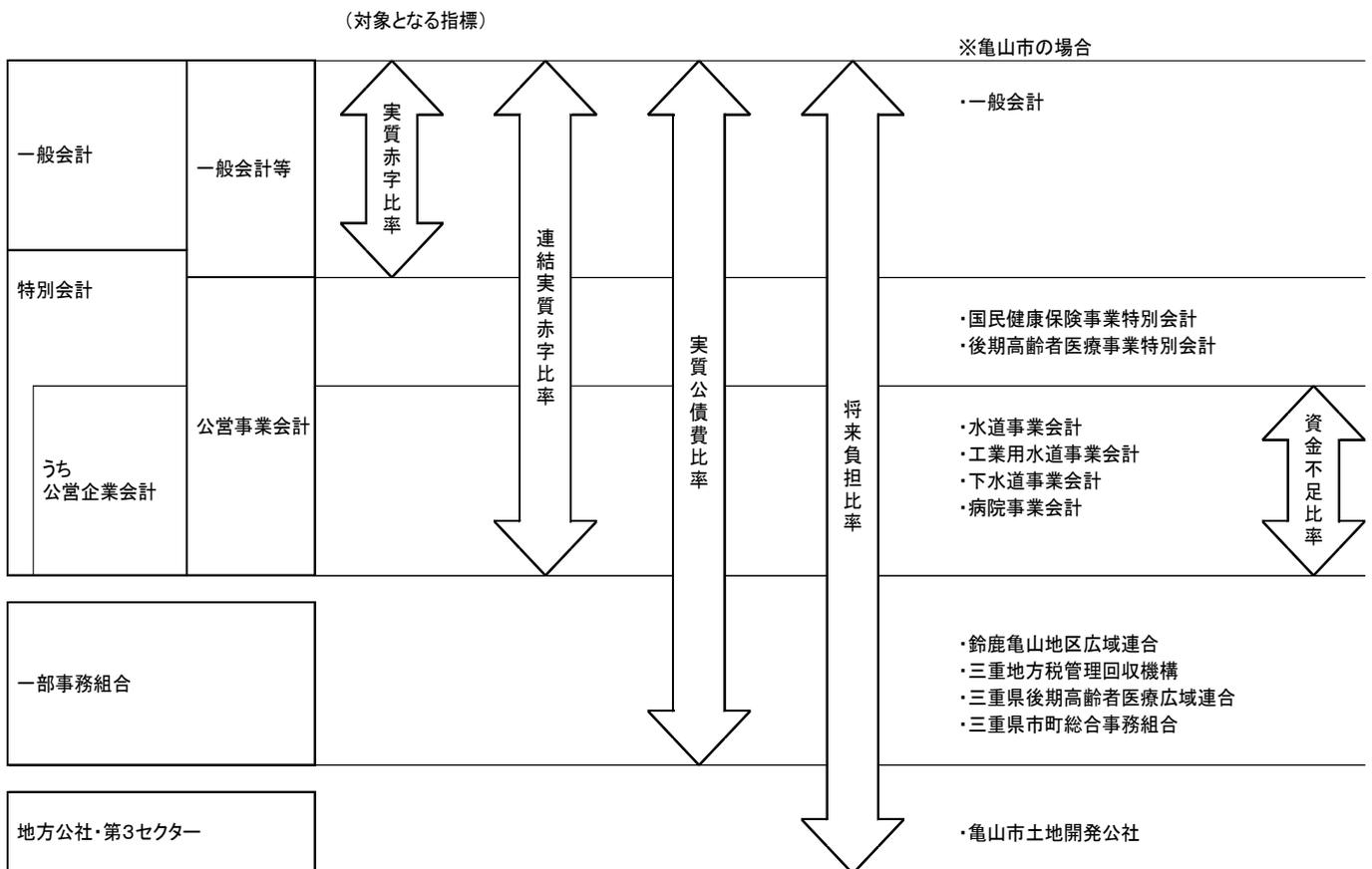
また、資金不足比率は、公営企業ごとに算定するもので、経営健全化基準が設けられており、「健全」、「経営健全化」の2段階に区分されます。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を、いずれも議会の議決を経て定める必要があります。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されています。

この法律の公布以前にも、地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法(旧再建法)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と、地方公営企業法による赤字企業に対する経営再建制度が設けられていましたが、これらの制度で表される指標は普通会計を中心とした収支のみであったため、公営企業、公社、第3セクターなども含めた地方公共団体全体の現在及び将来の負債等が明らかでないことや、公営企業に対しての早期是正機能がない等の課題が指摘されていたことから、地方公共団体の財政破綻を防ぐための新たな制度として創設されました。

## 健全化判断比率等の対象会計区分



## 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等

指標（説明）	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
<b>1 実質赤字比率</b> （財政規模に対する一般会計などの赤字の割合）	— （▲3.44%）	— （▲4.61%）	12.87 %	20.00 %
<b>2 連結実質赤字比率</b> （財政規模に対する全会計の赤字の割合）	— （▲25.56%）	— （▲27.02%）	17.87 %	30.00 %
<b>3 実質公債費比率</b> （財政規模に対する1年間に支払った借入金返済額などの割合）	3.1 % （2.86882%）	3.0 % （2.94184%）	25.0 %	35.0 %
<b>4 将来負担比率</b> （財政規模に対する将来支払う借入金返済額などの割合）	— （▲32.3%）	— （▲57.5%）	350.0 %	
<b>5 資金不足比率</b> （公営企業の事業規模に対する資金不足の割合）	全会計 資金不足なし	全会計 資金不足なし	20.0 %	

※1 財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

なお、公営企業の資金不足比率については、経営健全化基準

※2 財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準

※3 「—」は、当該比率が生じていない（赤字が生じていない）ことを表しています。下段は算出した数値

なお、実質公債費比率については、3箇年平均の数値であり、下段は単年度の数値

令和6年度の本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、前年度に引き続き、早期健全化基準及び財政再生基準のいずれの基準も下回りましたが、更なる財政の健全化に向けて、取組を継続しなければなりません。

## 令和6年度健全化判断比率等の算出内容

### 「標準財政規模」とは

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方公共団体が標準的に収入しうる一般財源であり、財政の「身の丈」としてみることができます。算出方法は次のとおりです。

$$\text{「標準財政規模」} = \text{標準税収入額等}(\ast) + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

標準税収入額等	11,688,572 千円
普通交付税額	2,129,568 千円
臨時財政対策債発行可能額	61,973 千円
標準財政規模	13,880,113 千円

(※)標準税収入額等とは、地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値であり、算出方法は次のとおりです。

$$= \left[ \begin{array}{l} \text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割} \\ \text{税源移譲相当額} \end{array} \times 25\% - \begin{array}{l} \text{地方消費税} \\ \text{交付金引上げ分} \end{array} \times 25\% - \left( \begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \end{array} \right) \right. \\ \left. - \begin{array}{l} \text{交通安全対策} \\ \text{特別交付金} \end{array} \right] \times 100/75 + \left( \begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{森林環境譲与税} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{交通安全対策} \\ \text{特別交付金} \end{array}$$

## 1 実質赤字比率

「実質赤字比率」とは

一般会計等の決算を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率

【算出方法】

実質赤字比率 = { 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) } ÷ 標準財政規模	
繰上充用額	歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額	実質、歳入不足のため、支払いを繰り延べた額
事業繰越額	実質、歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位:千円)

①	②	③
一般会計等の実質赤字額	一般会計等の実質収支額	標準財政規模
0	478,561	13,880,113

【算定式】

$$\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{③}} = \frac{\blacktriangle 478,561}{13,880,113} = \blacktriangle 3.44 \%$$

実質赤字比率	▲3.44% (指標なし)
--------	---------------

## 2 連結実質赤字比率

「連結実質赤字比率」とは

全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【算出方法】

連結実質赤字比率 = {(①+②) - (③+④)} ÷ 標準財政規模	
①	一般会計及び公営企業会計(水道事業、工業用水道事業、下水道事業、病院事業)以外の特別会計のうち、実質赤字が生じた会計の実質赤字合計額
②	公営企業会計のうち、資金不足額が生じた会計の資金不足額の合計
③	一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字が生じた会計の実質黒字額の合計
④	公営企業会計のうち、資金剰余額が生じた会計の資金剰余額の合計額

(単位:千円)

①	②	③	④	⑤
一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質赤字	公営企業会計(水道、工業用水道、下水道、病院)の資金不足額	一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質黒字	公営企業会計(水道、工業用水道、下水道、病院)の資金剰余額	標準財政規模
0	0	537,354	3,011,604	13,880,113

【算定式】

$$\frac{\text{①} + \text{②} - (\text{③} + \text{④})}{\text{⑤}} = \frac{\blacktriangle 3,548,958}{13,880,113} = \blacktriangle 25.56 \%$$

連結実質赤字比率	▲25.56% (指標なし)
----------	----------------

本市においては、全会計(一般会計、特別会計及び公営企業会計)で赤字が生じていないことから、連結実質赤字比率はマイナスの数値を示しています。一般会計においては財政調整基金繰入金により、また、その他の会計においては一般会計繰入金により資金不足分を補っている現状であることから、財政の健全化に向けた取組を今後も継続しなければなりません。

### 3 実質公債費比率

#### 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する公債費(元利償還金及び準元利償還金(公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの))の標準財政規模に対する比率(3箇年平均で示されます。なお、普通交付税で措置されるものは除きます。)

#### 【算出方法】

$\text{実質公債費比率} = \frac{\{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})\}}{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	
準元利償還金	③ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 ④ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⑤ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑦ 一時借入金の利子

(単位:千円)

①	②	③	④	⑤	⑥
元利償還金の額	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
1,853,526	0	0	749,108	0	0

⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
一時借入金の利子	特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金
0	617,225	466,673	1,153,350	14,070

⑫	⑬	⑭	⑮
標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額	地方財政法第5条の4第1項第2号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額
11,688,572	2,129,568	61,973	0

#### 【算定式】

$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) - (\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑮})}{(\text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭}) - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑮})} = \frac{351,316}{12,246,020} = 2.86882\% \text{ (令和6年度単年度)}$$

実質公債費比率 3箇年平均(R4~R6) (令和6年度単年度)	3.1 % (2.86882%)
------------------------------------	---------------------

実質公債費比率は、前年度と比較すると、①元利償還金の減少、⑧特定財源の額の減少、⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額の減少、⑫標準税収入額等の増加、⑬普通交付税額の減少、⑭臨時財政対策債発行可能額の減少等の要因により単年度では前年度比で約0.07ポイントの減となっています。また、3箇年平均は、前年度から0.1ポイント後退し3.1%となっています。今後も交付税措置等を考慮した地方債発行を継続していかなければなりません。

#### 4 将来負担比率

##### 「将来負担比率」とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率

##### 【算出方法】

将来負担比率 = {将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} ÷ (標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
将来負担額	① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるために一般会計等が繰り出す見込額 ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ⑤ 退職手当負担予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額 ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦ 連結実質赤字額 ⑧ 組合等の連結実質赤字額等のうち一般会計等の負担見込額
充当可能基金額	⑨ 将来負担額①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(単位:千円)

①	②	③	④	⑤	⑥
地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額
13,459,205	0	9,420,192	0	3,108,334	107,557

⑦	⑧
連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
0	0

⑨	⑩	⑪	⑫
充当可能基金	充当可能特定歳入 うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	標準財政規模
6,531,852	7,888,037 7,700,259	15,631,256	13,880,113

⑬	⑭	⑮
災害復旧費等の基準財政需要額	事業費補正算入の公債費	密度補正算入の元利・準元利償還金
1,153,350	466,673	14,070

##### 【算定式】

$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧}) - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}{\text{⑫} - (\text{⑬} + \text{⑭} + \text{⑮})} = \frac{\blacktriangle 3,955,857}{12,246,020} = \blacktriangle 32.3 \%$$

将来負担比率	▲32.3% (指標なし)
--------	---------------

将来負担比率は、①地方債の現在高の減少、③公営企業の繰入見込額等の将来負担額の増加、⑩充当可能特定歳入の減少、⑪基準財政需要額算入見込額の減少等により、前年度の▲57.5%から25.2ポイント後退しました。将来負担比率の上昇を抑制するために今後も交付税措置を考慮した地方債発行の継続や計画的な借入・償還など、健全な財政運営に努めなければなりません。

## 5 公営企業における資金不足比率

「資金不足比率」とは

連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率

【算出方法】

公営企業の資金不足比率 = 資金の不足額 ÷ 公営企業の事業の規模	
資金の不足額	一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模	料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(単位:千円)

会計	①	②	③	⑥	⑫	資金不足比率
	流動負債－ 控除企業債 等 (歳出決算 額)	算入地方債	流動資産－ 控除財源等 (歳入決算額 －翌年度繰 越財源)	資金不足額 ①＋②－③		
水道事業	298,047	0	1,165,720	▲ 867,673	1,162,402	▲ 74.6%
工業用水道事業	6,324	0	342,222	▲ 335,898	70,339	▲ 477.5%
下水道事業	396,745	0	1,259,701	▲ 862,956	564,474	▲ 152.9%
病院事業	253,716	0	1,198,793	▲ 945,077	1,504,380	▲ 62.8%

【算定式】

$\frac{\text{⑥}}{\text{⑫}}$	資金不足比率	全会計資金不足なし
-----------------------------	--------	-----------

全公営企業会計において資金不足は発生していませんが、水道事業・工業用水道事業を除き、一般会計繰入金で資金不足分を補っているのが現状であるため、一般会計からの繰入りに頼ることのない健全な経営に努めなければなりません。

### 1 実質赤字比率

#### どのような指標か？

一般会計等の赤字額が、標準的な収入に対して、どれくらいの割合になるかを指標化したものです。

#### 内容・算出方法

地方公共団体の一般会計や特別会計の一部について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して算出します。

地方公共団体の会計は、単年度において収支が均衡することが大原則ですが、やむを得ず赤字が生じたときは、次年度の歳入を繰り上げて充用することになっており、この繰上充用額が、その年度の「形式的な赤字額」ということとなります。

この「形式的な赤字」のほかに歳入の不足が生じた場合に、その年度に支払うべき債務を次年度に繰り延べたり、その年度に執行すべき事業を次年度に繰り越したりする、「実質的な赤字」の性格を有するものがあります。

そこで、本指標においては、形式的な赤字額のみだけでなく、これらの要素も加算した実質的な赤字額により比率を算定します。

#### この指標が高くなるとどうなるのか？

ある年度の赤字が解消できないと翌年度に繰り越され、翌年度においてその分の歳入確保・歳出削減ができなければさらに繰り越され、赤字が累積して解消不可能な金額に膨らんでしまうこともあります。

この比率が高くなるほど深刻な事態になります。まずは、赤字を出さないように財政収支の均衡を図っていくことが基本であり重要です。

### 2 連結実質赤字比率

#### どのような指標か？

地方公共団体のすべての会計を合算し、全体の赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを指標化したものです。

#### 内容・算出方法

地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を標準財政規模の額で除して算出します。

公営事業会計は、料金収入などを主な財源として運営されるものですが、赤字経営のケースも少なくなく、これらの会計の経営状況が悪化すると、一般会計の負担も増大することとなります。

そこで、これらの会計におけるすべての赤字・黒字の要素を合算した上で赤字及び資金不足の比率を算定し、地方公共団体全体における収支が健全かどうかを把握しようとするものです。

#### この指標が高くなるとどうなるのか？

連結決算の赤字も、この比率が高くなるほど解消が困難になる可能性があります。

万一、連結赤字が生じてしまった場合は、その原因を明らかにするとともに、早期に十分な対策を講ずる必要があります。

### 3 実質公債費比率

#### どのような指標か？

地方債(借入金)の返済額及びこれに準じる経費の額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを指標化したもので、3箇年分を平均したものです。

#### 内容・算出方法

公債費(元利償還金)や公債費に準じる経費(準元利償還金)から、それらの償還に充てることができる経費(特定の収入やそれらの償還に係る基準財政需要額算入額)を引いた額を、標準財政規模からそれら償還に係る基準財政需要額算入額を引いた額で除して得た数値の3箇年平均により算出します。

公債費や公債費に準ずる経費は、増大してしまうと、短期間で削減したり先送りすることが困難なものであり、一定以上の規模にならないようにすることが重要です。

本指標は、地方財政法第5条の4に基づき、平成18年度から地方債の協議・許可制度においても用いられています。

#### この指標が高くなるとどうなるのか？

この比率が高まると、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支の均衡が崩れ、赤字団体になる可能性が高まります。

### 4 将来負担比率

#### どのような指標か？

一般会計等が将来において支払う可能性のある負担等の現時点での残高が、標準的な収入見込額の何倍にあたるかを指標化したものです。

## 内容・算出方法

将来負担額から、その償還に充てることが可能な基金、特定収入見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を控除した上で、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額を引いた額で除して算出します。

将来負担額には、一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額、地方公社の負債額や第三セクター等のために債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの指標はフロー指標といわれるもので、当該年度における現金の流れによる状況を示すものですが、これらだけでは地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しが十分につかめません。そこで新たに導入されたストック指標が本指標です。

## この指標が高くなるとどうなるのか？

この比率が高い場合は、標準財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、今後の財政運営が圧迫される可能性があることから、注意していく必要があります。

## 5 資金不足比率

### どのような指標か？

公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する公営企業の資金不足額が、営業収益(料金収入等)の額などから算定する事業規模に占める割合を指標化したものです。

## 内容・算出方法

公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して算出します。

公営企業が提供する住民サービスは、上・下水道、病院など、市民の日常生活に欠くことができないものが多い上に、その経営悪化が市民生活に多大な影響を与える可能性があるため、このような事態が生じないよう、経営が悪化する初期段階から自律的な経営改善を促し、個々の公営企業の経営悪化が一般会計等に与える影響を未然に防止するなどの観点から、公営企業の経営の健全化については、地方公共団体全体の財政の早期健全化・再生の仕組みとは別に、早期の経営健全化のための制度が設けられています。

## この指標が高くなるとどうなるのか？

この比率が高くなるほど、料金収入等により資金不足を解消することが難しくなりますので、経営状況に問題があることとなります。

## 6 早期健全化基準

地方公共団体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のうち、1つでも基準以上になった場合、指標が早期健全化基準未達となることを目標として、財政健全化計画を議会を経て策定し、総務大臣に報告しなければなりません。

## 7 財政再生基準

国の関与による確実な再生を図るため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のうち、1つでも基準以上となった場合、指標が早期健全化基準未達となること等を目標として、財政再生計画を議会の議決を経て策定し、総務大臣に報告しなければならないことに加え、総務大臣の同意なしには、地方債の起債ができなくなります。

## 8 経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、その公営企業会計は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。なお、経営健全化計画に対しては、国の同意は必要ありません。

## 9 標準財政規模

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模(標準収入額等+普通交付税額)に臨時財政対策債発行額を加算した額

## 10 基準財政需要額

普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額。財政需要額とはいうが、経費の全体を指すものではなく、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた必要一般財源の額が基準財政需要額

各行政項目ごとに需要額を計算し、その合計がその自治体の基準財政需要額の総額となる。算定する経費の種類と測定単位は地方交付税法第12条に定められている。